

件名： こども医療費助成制度の対象拡大について
担当課： 健康福祉部 保険年金課 福祉医療担当 (電話：083-934-2803)

平成30年10月1日から「こども医療費助成制度」の対象を拡大し、小学1年生から3年生までの児童を対象に、親の所得に関係なく保険診療の医療費の自己負担分を助成します。

1 対象者

山口市に住所がある小学1年生から3年生までの児童

※生活保護、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費助成制度等、他制度で自己負担額を助成される方は対象になりません。

2 助成内容

保険診療による医療費の自己負担分

※受給者には、福祉医療費受給者証を交付します。

県内の医療機関や薬局の窓口で、健康保険証と一緒に福祉医療費受給者証を提示してください。

3 助成開始日

平成30年10月1日

4 申請受付期間

平成30年7月24日から平成30年8月10日まで

※受付期間以降も随時受け付けますが、11月1日以降に申請された場合は、申請月の初日から助成開始となります。

既に受給者証をお持ちの場合は、申請不要です。

5 手続きの方法

申請が必要です。

保険年金課、各総合支所総合サービス課、各地域交流センター(次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)

及び分館、大海総合センターで手続きしてください。

※郵送での申請もできます。

6 申請に必要なもの

- ・お子さまの健康保険証
- ・印かん
- ・父母のマイナンバーがわかるもの
(個人番号カードまたは通知カード)
- ・来所者の本人確認のできるもの(運転免許証等)

件名：	こども医療費助成制度の対象拡大について
担当課：	健康福祉部 保険年金課 福祉医療担当（電話：083-934-2803 内線 2838）

- 1 受給者
5,600人
- 2 平成30年度事業費
90,815千円
うち、医療扶助費は79,520千円
(拡大分は、10月診療分から4か月分)